

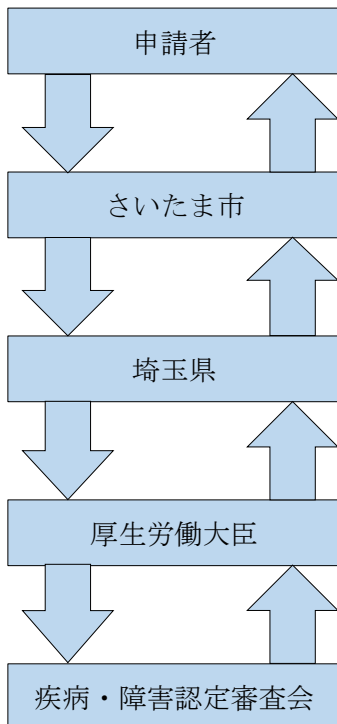
## 新型コロナウイルスワクチン予防接種後健康被害救済制度について

一般的に、ワクチン接種では、一時的な発熱や接種部位の腫れ・痛みなどの、比較的よく起こる副反応以外にも、副反応による健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が生じることがあります。極めてまれではありますが、なくすことができないことから、救済制度が設けられています。

給付の種類	
医療機関で医療を受けた場合 医療に要した費用（自己負担分）と 医療を受けるために要した諸費用が 支給されます。	医療費及び医療手当
障害が残ってしまった場合	障害児養育年金（18歳未満）または 障害年金（18歳以上）
亡くなられた場合	死亡一時金、葬祭料

※救済制度は、予防接種によって健康被害が生じたとき厚生労働大臣が認定した時に、救済給付を行うこととなっています。申請を希望する場合は、主治医と相談の上、必要書類をさいたま市にご提出いただきますようお願いいたします。

### 【給付の流れ】



- ① 申請者は、給付の種類に応じて必要な書類を揃えてさいたま市へ申請します。
- ② さいたま市が予防接種健康被害調査委員会において申請された事例について調査を行います。
- ③ 埼玉県を経由して厚生労働省に送付します。
- ④ 厚生労働省で疾病・障害認定審査会が開かれ、その結果に基づき、申請者へ支給または不支給の通知を行います。

	医療費 医療手当	障害児養育年金	障害年金	死亡一時金	葬祭料
請求書	●	●	●	●	●
受診証明書※1	●				
領収書等	●				
診断書		●	●		
死亡診断書等				●	●
埋葬許可証等					●
接種済証又は 母子健康手帳	●	●	●	●	●
診療録等※2	●	●	●	●	●
住民票等		●		●	
戸籍謄本等		●		●	●

※1 受診証明書は、医療機関や薬局で作成していただく書類となります。様式については  
**予防接種健康被害認定申請用（別紙2-(2)）**をご利用ください。

※2 診療録等は、疾病の発病年月日及びその症状を証する医師が作成した診療録で、サマ  
 リー、検査結果報告、写真等含む写しが必要となります。

- ・予防接種健康被害救済制度について詳しい情報は「さいたま市 コロナウイルスワクチン 健康被害救済制度」と検索しホームページをご覧ください。

### ■注意事項

※申請に必要な書類に係る費用は、**全て自己負担**となります。

※申請は、保険診療分と入院時食事療養費標準負担額のみになります。保険適用外（差額ベ  
 ッド、薬の容器、文書代等）のものは**給付対象外**です。

※申請後、追加書類が必要となることがあります。なお、その際の費用についても自己負担  
 となります。

※申請から結果の通知まで、**約4ヶ月～1年**の期間がかかります。場合によっては1年以上  
 かかることもあります。

※全ての給付は**国の審査会で認定された場合にのみ支給**となります。

※原則、申請書類はお返しできません。